

『社会的養護研究』投稿規程

1. 『社会的養護研究』に投稿する原稿は、原則として未発表のものとする。投稿原稿には、過去に発表したものを新たな視点からまとめなおしたもの(リライト原稿)を含むことができるが、この場合、過去に発表した雑誌等の規程に転載の制限がある場合は、それを尊重すること。
2. 投稿原稿の種類は「研究論文」とし、査読委員の審査結果を踏まえて、編集委員会で掲載の可否を判断する。内容によっては「特集論文」「現場実践レポート」などへの変更もありえるが、いずれも児童福祉・社会的養護に関係するものであることが望ましい。
3. 投稿者は、投稿する時点で全国児童養護問題研究会に入会している者に限る。
4. 投稿原稿は、①タイトル、②執筆者名・所属、③要旨(200字程度)を本文の冒頭に記載し、内容・体裁(注・引用文献等の記載方法を含む)は関連学会の書式をふまえていることが望ましい。なお、倫理的配慮について本文中に記載すること。
5. 文中で事例を紹介する場合は、①事例に登場する個人が特定されないよう、すべて仮名(例:Aさん、Bさん)とし、職業・職場名等の個人情報は、すべて仮のものとする。また、事例の一部情報を適宜改変し、特定を避ける。その場合、「以下の事例については、プライバシー尊重のため、固有名詞はすべて仮名であり、個人に関する情報は抽象化し、一部の情報を書き換えている」などと明記する。
6. 事例を紹介する場合、所属長や本人への了解を必要とするという意見も多い。原則として、この基準を満たすことが望ましいが、ある施設における不適切なケアを取り上げるような場合、所属長からの了解は得られないことが多い。

また、子どもの事例の場合、子ども本人から了解を得たとしても、子どもの人権擁護上望ましくない事態が惹起されることも想定され、保護者の了解があった場合も、それが子どもの人権上望ましくない結果につながることもあり得る。したがって、上記のような懸念のある事例の場合、5で述べた抽象化を最大限活用し、執筆者の所属施設を明記せず(単に「A県B児童養護施設」のようにする)、どこの地方のどの施設であるかを特定できないようにすることが望ましい。

このような対処をしても、なお人権上その他の事情から問題がある場合は、執筆者名を仮名(ペンネーム)とすることも検討する。ただし、ペンネームを使用する場合は、事前に編集委員会に相談すること。なお、編集委員会には、実名を正確に届け、仮名とする理由を届けるものとする。
7. 文献リストは、実際に引用した文献のみとし、著書の場合、著者名(発行年)『書名』発行所、ページ数を明示すること。論文の場合、著者名(発行年)「論文名」『掲載雑誌名』(巻・号)ページ数を明示すること。また、ホームページから引用する場合には、作成者、URL、参照年月日を明記すること。
8. 「研究論文」の原稿は、A4判、1ページ1,600字(40字×40行)とし、文字数は10,000～12,000字とする(図表込みで8ページ以内、図表、要旨、文献リストも字数に含む)。なお、図表は、1ページ全体を使う場合は1,600字、普通の図であれば600字程度として換算する。原稿はワードで作成し、メールに添付で編集委員長(editor@youmonken.com)宛に、毎年10月31日まで(期限厳守)に提出するものとする(それまでは随時受付)。
9. より多くの会員(執筆者)に開かれた研究誌とするため、前号の「研究論文」に掲載された者の連続投稿はできない。
10. 編集委員会は、執筆者に投稿原稿について、査読委員による査読結果にもとづき、修正の意見を示したり、文字数が超過している場合などについて、意見したりすることがある。